# 学校のきまり

#### Ⅰ 登下校について

- ① 8時25分までに通学路を使って登校すること。
- ② 8 時 25 分以降(あるいは門が閉まっているとき)に登校した場合は必ず職員室に行き、遅刻確認証を書いてもらうこと。
- ③ 一旦登校した後は、忘れ物等の理由であっても、原則一時帰宅することはできない。そのため、忘れ物の無いように準備して登校すること。
- ④ 放課後に忘れ物等で一時帰宅する際は、担当の先生の指示に従って再登校すること。
- ⑤ 授業終了後、用のない生徒は速やかに下校すること。
- ⑥ 登下校時には再登校の時も含めて必ず標準服を着用すること。
- ⑦ 登下校時、懇談時や用事で再登校する際は自転車ではなく、歩いて登校すること。

#### 2 服装について

標準服…必ず全員が購入し着用すべきもの。(制服)

規定品…規定に合えば良いもの。(運動靴など)

※セーターは準指定ものまたはグレー・黒色・紺色

① 標準服について

冬服…10月~5月 タイプ A・・・ブレザー、スラックス、ネクタイ タイプ B・・・セーラーブレザー、スカート、リボン

夏服… 6月~9月 タイプ A・・・半袖カッター、スラックス タイプ B・・・半袖セーラー、スカート

#### ● 注意事項

ア 標準服の変形を禁止する。スカート丈の短すぎるもの、意図的に長すぎるものを禁止する。 イ カッターシャツのすそを出したり、ズボンをずらすなど、だらしない着用をし ない。

- ウ 標準服は、校章の入ったもののみ認める。
- エ 名札には学年クラス章・委員章を必ず規定の場所につける。 オ カッターやブラウスの下に着るシャツは、白・黒・紺・グレー・ベージュで無地のものとする。 カ 冬服と夏服への移行期間が設けられている。
- ② くつは体育で着用する、白を基調とした運動靴とする。ただしハイカットは認めない。
- ③ くつ下は白とするが、ワンポイントまでは可とする。(くるぶしまでのものは認めない)
- ④ タイプ A はベルトを着用し、色は黒で飾りや 鋲 のないものとする。
- ⑤ 冬季(12月~3月)は下記の範囲で防寒具の着用を認める。 ア 準指定のセーター・またはグレー・黒色・紺色は可とし、上着の下に着用してもよい。 また上着からはみ出すような着用は認めない。
  - イ 手袋・マフラー(ネックウォーマー)は登下校時のみ着用し、校内での使用は認めない。
  - ウ 下に履く防寒インナーパンツの使用を認める。

#### 3 頭髪について

- ① 常に清潔に保ち、学習の場にふさわしい髪型であること。
- ② 前髪が目にかからない長さとすることが望ましい。肩にかかる長さの時は黒・紺・茶のゴムで束ねる。 ●注意

脱色・染色・パーマおよび、過度なムース・ワックスなどの整髪料の使用を禁止する。

#### 4 化粧やそれに類似する行為、アクセサリーについて

- ① 化粧やマニキュアなどそれに類似する行為・ピアス等アクセサリーを身につけることを禁止する。
- ② まゆ毛は細くしない。

## 5 くつの区別について

- ① 下履き・上履き(指定)・体育館シューズ(指定)を場所に応じて履き替える。
- ② 体育館では入口の手前でくつを脱ぎ、体育館シューズを履くこと。
- ③ 中庭は上履きで構わない。ただしぬれている時は出られない。
- ④ 玄関では必ず、白い「すのこ」の前で、靴を履き替えること。

### 6 テストの受け方

- ①「テストの受け方」を守ること。
- ② 欠席した場合は指定された日に受けること。点数は参考点になるので体調を整えて休まないようにすること。

# 7 その他

- ① 遅刻・欠席は必ず電話・生徒手帳等で保護者から連絡してもらうこと。
- ② 生徒として行動する時は必ず生徒手帳を所持すること。
- ③ 弁当が用意できないときの昼食用のパン、おにぎりなどは、登校時までに買っておくこと。
- 4 給食がない時の昼食時の飲み物はお茶、スポーツ飲料のみとする。
- ⑤ ペットボトルを水筒として利用するとき、ゴミは持ち帰る。
- ⑥ 登下校での買い食いは禁止する。
- ⑦ 学習に不必要なものの持ち込みを禁止する。不必要な物は預かり、保護者に取りに来てもらう。
- ⑧ 学校の内外を問わず危険な行為を禁止する。(校舎内で走り回ることなど)
- ඉ 校内での窓ガラス等の器物破損については、弁償してもらう。
- ⑩ カバンは学校指定の大カバンもしくは小カバンを使用する。
- Ⅲ 学校・学級に指定されたもの以外の学習用具を置いておかないこと。
- ② 他クラスの教室や他学年のフロアには入らない。